

騙して奪ったものは必ず失う

「人生最後に残るものは、集めたものじゃなくて与えたものだ」多くの方が、物を奪いあい戦っておりです。いろいろな状態が考えられますが、ただ、一つの判断基準があります。

『人を騙して奪ったものは必ず失う』という真理です。

1、そのものを直接失うこともあるでしょう。
2、病気になるその治療費で失うこともあります。

3、また、最愛の人をガンなどで失うこともあります。
4、刑務所に入ることになってしまった人もいます。
5、また、その罪が子孫に現われ、発狂してしまうこともあります。

この5つのことは実際に私が知っていることです。
「人の不幸の上には幸せは築けない」という言葉も真理です。

「人生最後に残るものは、集めたものじゃなくて与えたもの」このシャンドリーの言葉は、人が生きている間に多くの方々と幸せで楽しい人生を送るための言葉なのです。

ナポレオン・ヒルも言っております。成功の黄金律として「自分がして欲しいと思うことは、何よりもまず他人にそうしてあげることだ。」
まず、施すことです。仏教の徳目（六波羅蜜）の最初が「布施」です。
まずは施すのです。

そもそも「奪う」ことから

始めるから、不幸が起こるのです。

まずは施しましょう。
施しには金品だけではありません。何かのお手伝いをするということもあるでしょう。

もっと簡単なことでは、例えば誰かに「ニコッ」と微笑んであげることでもいいと思います。

施したものは最後には戻ってくるのです。
ご自身にだけではなく、子や孫にも戻ってきます。

税務調査に納得できない時

税務当局の調査に納得できない場合、絶対にあきらめてはいけません。まず、担当者は必ず修正申告を要請してきます。修正申告は納税者自らが権利を放棄することです。後から反論は、一切行えません。

調査に納得できない場合は、更正決定処分を選択すべきです。処分から二ヶ月以内に

税務署長に異義申立を行います。現行はいきなり訴訟が来ない制度になっています。国税不服審判所への審査請求を経なければなりません。最

後の手段は、通知を受けた日から、六ヶ月以内に裁判所に税務訴訟の提起です。

平成20年度の異義申立て納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は約9%です。

審査請求で納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は約15%です。

裁判所では納税者側の全部又は一部の勝訴割合は11%の勝訴割合になっています。

この二十年を見ても、国が負けることは余り無かったのですが、納税者側の言い分が認められやすくなったとも言えます。しかし、これまでも主権在民でしたが・・・。

新たな日本

夜のニュース番組を見ていましたら、小学生の高学年の男女10数名を集めて、展示された2台の車を見せ、どちらの車に興味を持つのか？とアンケートをしていました。

1台は、お値段1億円の特殊なフェラーリ・ナンチャラ号。もう1台は燃費30数キロ/Lのトヨタ・プリウスでした。

子供たちに好みを選択させた結果は、フェラーリに興味を示したのが男子の1名だけで、残りの全員がプリウスを選択しました。その理由が、燃費に興味

有る、中が広い、電動なんてカッコイイ・・・などでした。外見よりも中身を選択していました。これは意外でした。1980年代頃の子供たちには、スーパーカーのブームが有りました。休

たです。
明らかに子供たちの意識レベルが向上していると思いました。やはり、未来は明るいと感じました。

近い未来で消滅する世界に、こんな聡明な子供たちが誕生する筈がありません。

今の子供たちは、物事の中身を評価しているのに対して、今の大人はどうでしょうか？変なプライドや我、外見に縛られてはいないでしょうか？

伊勢白山道



(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2009年11月5日 (木) N073

地域から明るい未来を作ろう